

現在

次年度以降

愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議  
 〔設置年月日〕平成27年  
 〔目的〕八幡浜・大洲構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、八幡浜・大洲構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議を設置。  
 〔開催回数〕年2回（8月、2月）

愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議  
 〔設置年月日〕平成27年  
 〔目的〕八幡浜・大洲構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、八幡浜・大洲構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議を設置。  
 〔開催回数〕年2回（8月、2月）  
 ※2月の会議で『次年度の八幡浜・大洲喜多・西予地区の二次救急輪番体制について』を協議する。

統合

八幡浜・大洲圏域医療対策協議会  
 〔設置年月日〕平成21年  
 〔目的〕八幡浜・大洲圏域における地域医療の課題を明確にし、地域医療の確保方策等について協議・検討する。  
 〔開催回数〕年1回（2月）

救急医療提供体制に関するワーキンググループ（“救急委員会”とよぶ。）  
 〔設置年月日〕新設  
 〔目的〕八幡浜・大洲圏域における救急医療体制について協議・検討する。  
 〔開催回数〕年1回（11月頃）  
 ※救急委員会から構成メンバーに変更なし。

救急委員会  
 〔設置年月日〕令和4年  
 〔目的〕救急医療体制の充実を図るための方策に関することについて協議・検討するため、協議会に救急委員会を設置。  
 〔開催回数〕年1回（11月第一週）



## (案) 愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議 救急医療体制に関するワーキンググループ設置要領

### (設置)

第1条 愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議設置要綱第5条第3項の規定に基づき、八幡浜・大洲構想区域における救急医療体制について協議・検討するためのワーキンググループを設置し、これを救急委員会とよぶ。

### (協議・検討)

第2条 救急委員会は救急医療体制の充実を図るための方策などに関することについて協議・検討する。

### (組織)

第3条 救急委員会は八幡浜・大洲構想区域の医師会、救急告示病院、市町及び八幡浜保健所の委員によって構成する。(別表第1のとおり)

- 2 委員長は、愛媛県八幡浜保健所長をもって充てる。
- 3 委員長は、救急委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 救急委員会は、委員長が必要の都度招集し、これを主宰する。  
2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### (代理出席)

第5条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。  
2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。  
3 第1項の代理者は、委員とみなす。

### (事務局)

第6条 救急委員会の事務局は、八幡浜保健所企画課に置く。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、救急委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が救急委員会に諮って決定する。

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

市立八幡浜総合病院長

市立大洲病院長

大洲中央病院長

加戸病院長

喜多医師会病院長

大洲記念病院長

西予市立西予市民病院長

八幡浜市救急担当課長

大洲市救急担当課長

西予市救急担当課長

内子町救急担当課長

伊方町救急担当課長